

健 長第1953号

令和3年7月30日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
協力要請等について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から8月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域及び実施すべき期間が変更されることを受け、7月30日をもって一部改訂しましたので、お知らせします。

また、協力要請では、イベント等の開催については、県が示すイベント等の開催の目安のとおりとしておりますが、当該目安において1,000人以上のイベント等については添付のチェックリストにより主催者は事前に県の確認を受けることとしておりますので、ご留意ください。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : 055-223-1469

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451

# 新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、2月13日から8月31日までの間、次に掲げる感染拡大防止対策への協力を要請します。

感染力の強い変異株が拡大する中、県民・事業者の皆様には、本要請について一層のご協力をお願いします。

なお、今回の協力要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年2月12日  
(令和3年7月30日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 1 山梨県民の皆様へ

- (1) 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気に配慮するよう要請します。
- (2) 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛するよう要請します。
- (3) 緊急事態措置の対象区域となる都道府県への次の措置期間の移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛するよう要請します。  
(措置期間)

沖縄県：令和3年5月23日から8月31日まで

東京都：令和3年7月12日から8月31日まで

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府：令和3年8月2日から8月31日まで

また、やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。

- (4) まん延防止等重点措置の対象区域が含まれる都道府県への次の措置期間の移動は、慎重な判断を行うよう要請します。  
(措置期間)

埼玉県、千葉県、神奈川県：令和3年4月20日から8月1日まで

(8月2日以降は緊急事態措置対象区域)

大阪府：令和3年6月21日から8月1日まで (8月2日以降は緊急事態措置対象区域)

北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県：令和3年8月2日から8月31日まで

また、当該地域へ移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。

特に、近接する埼玉県、千葉県、神奈川県については、移動につきより慎重な判断を行うとともに、通勤や通学、通院などでやむなく移動する場合には、感染リスクの高い行動の自粛に一層配慮するよう要請します。

- (5) 基本的な感染防止対策が行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める感染防止ルールを厳守するよう要請します。

- (6) スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

## 2 事業者の皆様へ

- (1) 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。
- (2) 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。  
また、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、人との接触を低減する取り組みを行うよう要請します。
- (3) イベント等の開催については、県が別途示した目安のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期するよう要請します。
- (4) 県が別途示したひな形を参考に、各施設、事業所等においては、できるだけ速やかに運営・行動規範を作成し、その遵守を徹底するよう要請します。

## 3 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけること。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めること。

- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

## 別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000 m <sup>2</sup> を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000 m <sup>2</sup> を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

## 別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状<sup>(※)</sup>がある従業員等の出勤を停止</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状<sup>(※)</sup>がある来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の定期的な消毒</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底</li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張の抑制(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制</li> </ul>
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底</li> </ul>

## イベントの概要

※催物のチラシや計画書等（既存資料）を併せてご提出ください。

開催日時

令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。

開催会場

会場所在地

参加人数等

人

 全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等に該当

【収容定員】

人

 収容定員なし

【人数上限】 ※いずれか大きいほうにチェック

 5,000人  収容定員の50%

※人数上限及び収容率上限のいずれか小さいほう

【収容率上限】 ※どちらかにチェック

 大声での声援等なし(100%) 大声での声援等あり(50%)

【収容人数上限】

人

※計算結果を記入

収容定員等

【収容定員なしの場合】 ※どちらかにチェック

 大声での声援等なし

密が発生しない程度の間隔

 大声での声援等あり

十分な間隔 (1m)

【全国的・広域的な人の移動を伴うイベント等の場合】

● 開催を慎重に検討

十分な間隔 (1m)

※全国的・広域的な人の移動が見込まれない行事で参加者がおおよそ把握できるもの  
⇒適切な感染防止策の徹底・COCOA活用や参加者の連絡先等の把握出演者  
チーム等

※多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者  
所在地主催者  
連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

開催案内等の  
URL

## 必要な感染防止対策

※すべてのイベント等において実施することが前提。  
 ※チェック内容が確認できる資料等をご用意ください。  
 ※屋外であるから等の理由でチェックがつかない、必要がないと考える場合は、チェックボックスを空欄とし、別紙に事由をご記入ください。

## 開催の共通の前提

広域的なこと等により入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討してください。

## マスク常時着用の担保

- マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めることができる体制整備
- マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保

## 大声抑止の担保

- 大声を出す者がいた場合に、個別に注意等ができる体制整備
- スポーツイベント等でラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意等ができる体制整備

## 手洗奨励

- こまめな手洗いの奨励

## 消毒徹底

- 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

## 換気

- 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
  - ・ 1時間に2回以上、1回に5分間以上
  - ・ 室温が下がらない範囲で常時窓開け 等
- 乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿

## 密集の回避

- 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限

## 身体的距離の確保

- 【大声を伴う可能性のあるイベント】隣席との身体的距離の確保。※具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- 【演者が発声する場合】舞台から観客の間隔を2m確保
- 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

## 必要な感染防止対策

## 食事の制限

- 食事に感染防止策（パーティション設置又は人と人との間隔の確保等）を行ったエリア以外での食事の制限
- 休憩時間中及びイベント等の前後の食事による感染防止の徹底
- 過度な飲酒の自粛呼びかけ
- 【収容率が50%を超える場合】 飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 ※発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気、連絡先の把握、食事時間の短縮を行う場合に限り、食事可
- 飲食提供者は不織布マスク着用を推奨（フェイスシールドのみは不可）

## 参加者の制限

- 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置等  
※発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

## 参加者の把握

- 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- 接触確認アプリ（COCOA）の奨励
- イベントで感染者が発生した場合、迅速・確実に参加者に保健所等への相談を促すとともに、保健所が実施する疫学調査に協力する

## 演者・選手等の行動管理

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控える
- 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

## 催物前後の行動管理

- イベント等の前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起
- 飲食及び宿泊時のやまなしグリーン・ゾーン認証施設利用の呼びかけ

## ガイドライン遵守の旨の公表

- 主催者及び施設管理者が、各業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドライン又は国において示された業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表



各チェック項目を満たさない場合には、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、問題がないと考えられる事由をご記入ください。

例) 屋外のため、換気は不要と考える

チェック項目を満たさない場合でも、感染防止対策上、問題がないと考える事由